

会津若松市子ども・子育て支援事業計画（案）への意見募集結果報告

結果は下記の通りです。

1. 募集期間 平成 26 年 10 月 20 日（月）～平成 26 年 11 月 18 日（火）
2. 提出方法 ファックス（1 人）
3. 意見件数 4 件（1 人）
4. 意見の要旨と市の考え方

No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>政府の平成 26 年版「子ども・若者白書」によれば、子どもの相対貧困率は平成 21 年度では 15.7%となっている。子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は 14.6%であり、そのうち大人一人の世帯の相対的貧困率が 50.8%と非常に高い水準となっている。全国的にも地方的にも家庭の経済的格差が拡大しており、会津若松市に置き換えれば地域経済の状況から相対的貧困率はさらに高まるものと危惧され、その影響が子どもにも波及する恐れが高い。</p> <p>「第 2 章 子ども・子育てにおける課題」の「子ども・子育てにおける課題」に「子ども貧困」について加え、「基本施策 5 子ども・子育てにおける経済的支援」の「（1）教育費や養育費などにかかる支援充実」に具体策として「就学援助」を加えるべきと考えます。</p>	<p>子どもの貧困については、本市に限らず全国的な問題であると認識しています。</p> <p>子育て支援に関する経済的支援については、平成 25 年 10 月に実施した子育て支援に関する調査においても、保護者の負担軽減を求める声をいただいていることから、「子育て支援に係る費用に関する支援の充実」として課題認識をしているところです。</p> <p>さらに、具体的な施策として数事業掲載していますが、この計画は今後の子育て支援の基本的な方向性を示すものであり、現状でも実施している就学援助等の各種支援につきましては、これまでと同様に取り組んでいきます。（P 13 及び P 27 に記載）</p>
2	<p>「第 3 章 基本理念・基本目標」の「1 基本理念」で、子育て家庭が安心と喜びを持って子育てができるよう、企業や地域社会を含めた社会全体で支援していく責任があります、とあります。さらに、「基本施策 4 仕事と生活との両立の支援」で、男女がともに子育てをしながら働きやすい環境をつくるために、国や県、企業など関係機関と連携して取り組みを進めます、と記載してあります。</p> <p>仕事と生活との両立の支援は少子化対策にも関わる重要なものであるが、産前・産後休暇や育児休業などの制度があっても、しっかりと取得できない職場も多くあるのが実態であることから、取り組みの不十分な企業に対する啓蒙、働きかけの強化を明確にすべきと考えます。</p>	<p>女性の社会進出が促進され、本市においても仕事と家庭生活、地域活動等との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の推進は、仕事と子育ての両立のための基盤整備において重要であると認識しています。</p> <p>このような中、子どもを安心して生み、育てられる環境づくりのためには、育児休業制度、再就職の支援・再雇用や労働時間の短縮などの取り組みの広報・啓発を継続して行うとともに、特に国（労働局）との連携のもと現状の把握に努めながら、企業に対する働きかけを行っていきます。また、先進的な取り組みを行う企業への表彰制度を活用しながら、制度未実施企業へ対する啓発に努めていきます。（P 26 及び P 46 に記載）</p>

No.	意見の内容	市の考え方
3	<p>子ども・子育て支援に関わる職員は、研修を積み、専門の知識・技能を有しており、その職員が安心して働き続けられる職場環境は大変重要であると考えます。</p>	<p>保育等に携わる職員の処遇・待遇については、国などからの支援を受けながら、その改善に努めてきたところです。</p> <p>子ども・子育て支援新制度では、保育・教育の量の拡充とともに質の向上も求められ、保育所等の運営に公的な給付が充てられることから、安定した職場環境が保たれるものと考えます。 (P 2 1～P 2 2及びP 3 8～P 4 0に記載)</p>
4	<p>国の新たな法整備とともに、地域の子ども・子育て支援、特に保育所及び幼稚園に対する要望を積極的に受け止め市政に反映させ、特に、地域の市立保育所及び市立幼稚園に、地域の子どもが楽しく通所・通園できるよう、正規職員の配置と施設の充実整備を図るべきと考えます。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度においては、子どもとその保護者が希望する教育・保育が受けられるような提供体制を確保し、教育・保育施設を利用する場合は、公立・私立の別なく質の高いサービスを受けられるようにすることが求められます。</p> <p>このようなことから、公立施設における職員配置や施設・設備の充実についても、十分配慮してしていく考えです。 (P 2 1～P 2 2に記載)</p>